

令和3年 1月 定例教育委員会

日時 令和3年1月26日(火)13:30～
場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

- 行事報告及び行事予定について [教育総務課]

【審議案件】

- (1) 議案第56号 鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P. 1

【説明・協議事項】

- (1) 鳥取市公民館条例の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P. 7
(2) 鳥取市勤労青少年ホーム条例の廃止について [生涯学習・スポーツ課] P. 17
(3) 鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について [文化財課] P. 20
(4) 令和3年度鳥取市一般会計当初予算について [各課] 当日配布
(5) 令和2年度鳥取市一般会計補正予算(1月補正)について [各課] 当日配布
(6) 令和2年度鳥取市一般会計補正予算(2月補正)について [各課] 当日配布

※説明・協議事項は、鳥取市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき、公開しないこととします。

【報告事項】

- (1) 学校給食センター調理等業務委託業者募集に係る審査結果について [学校保健給食課] P. 27
(2) ワールドマスターズゲームズ2021 関西の開催日程の決定について [生涯学習・スポーツ課] P. 31
(3) 令和2年度の成人式について [生涯学習・スポーツ課] P. 32
(4) 鳥取市図書館振興計画(案)に係る市政政策コメントの実施について [中央図書館] P. 33
(5) 「用瀬の流しびな」の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」への選択について [文化財課] P. 54
(6) 市民政策コメント「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針(素案)」に寄せられた意見について [教育総務課] 当日配布
(7) 新型コロナウイルス感染症の対応について [学校教育課] 当日配布
(8) 歴史文化基本構想の策定状況について [文化財課] 当日配布

【先回定例会の議事録】

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
[2月] 令和3年2月26日(金) 9:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
[3月] 令和3年3月30日(火) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
- (2) 令和2年度鳥取市総合教育会議(第3回)
令和3年2月2日(火) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎7階 第2委員会室

① 行事報告（12月23日～1月26日）

	23	(水)		
	24	(木)		
	25	(金)	鳥取市学校給食センター調理業務委託業者選定委員会（第二次審査）	本庁舎6階第8会議室
	26	(土)		
	27	(日)		
	28	(月)		
	29	(火)		
	30	(水)		
	31	(木)		
1月	1	(金)		
	2	(土)		
	3	(日)		
	4	(月)		
	5	(火)		
	6	(水)	鳥取大学講義(デマンド) 講師：さじアストロパーク職員	鳥取大学
			民俗行事「鳥追い」「七草がゆ」	河原歴史民俗資料館
	7	(木)		
	8	(金)		
	9	(土)		
	10	(日)		
	11	(月)	親子で学ぼう おかねのはなし	中央図書館
	12	(火)	I C T活用指導力向上研修②（A日程）	市教育センター
	13	(水)	鳥取大学講義(デマンド) 講師：さじアストロパーク職員	鳥取大学
			第3回の教育大綱・教育振興基本計画策定委員会	本庁舎7第2委員会室
	14	(木)	I C T活用指導力向上研修②（B日程）	市教育センター
			第3回鳥取市図書館協議会	中央図書館
			音読教室	青谷町総合支所
	15	(金)	I C T活用指導力向上研修②（C日程）	市教育センター
	16	(土)	宇宙ふしぎ探検「冬の星座を観察しよう」（さじアストロパーク）	国府町コミュニティセンター
			本のリサイクル市（気高図書館）	道の駅 西いなば気楽里
	17	(日)		
	18	(月)		
	19	(火)	I C T活用指導力向上研修②（D日程）	市教育センター
			第9回青谷町高齢者教室（参加人数を調整して実施）	青谷町総合支所
			第2回鳥取市学校給食センター整備計画検討委員会	本庁舎7階第2委員会室
		青谷町コミュニティセンター図書室蔵書点検（～1/22）	青谷町コミュニティセンター	
20	(水)	鳥取大学講義(デマンド) 講師：さじアストロパーク職員	鳥取大学	
21	(木)	アストロ宇宙教室(出前授業) 講師：さじアストロパーク	岩倉小学校	
22	(金)	アストロ宇宙教室(出前授業) 講師：さじアストロパーク	遷喬小学校	
23	(土)			
24	(日)	全国学校給食週間（～1月30日まで）	各学校等	
25	(月)	特別資料整理期間（～1/29まで）	気高図書館	
26	(火)	1月定例教育委員会	本庁舎6階第2会議室	

② 行事予定（1月27日～2月26日）

	27	(水)	鳥取大学講義 講師：さじアストロパーク職員	鳥取大学
	28	(木)	アストロ宇宙教室(出前授業) 講師：さじアストロパーク	瑞穂小学校
	29	(金)	アストロ宇宙教室(出前授業) 講師：さじアストロパーク	福部未来学園
	30	(土)		
	31	(日)		
2月	1	(月)		
	2	(火)	鳥取市総合教育会議	本庁舎7第2委員会室
	3	(水)	鳥取大学講義 講師：さじアストロパーク職員	鳥取大学
			第5回用瀬町郷土史講座	用瀬町民会館
	4	(木)		
	5	(金)		
	6	(土)		
	7	(日)	河原町部落対抗卓球大会	河原町総合体育館
	8	(月)		
	9	(火)		
	10	(水)		
	11	(木)	こどもかるた大会	中央図書館
	12	(金)	第7回用瀬町みすみ大学	用瀬町民会館
	13	(土)	河原町ソフトバレーボール大会	河原町総合体育館
	14	(日)	第26回雪まつり ※定員を設けて事前予約制	さじアストロパーク
	15	(月)		
	16	(火)		
	17	(水)	河原町女性セミナー（第5回講座及び閉講式）	河原町コミュニティセンター
	18	(木)		
	19	(金)	令和2年度第3回鳥取市教育センター運営協議会	市教育センター
	20	(土)		
	21	(日)		
	22	(月)	2月定例会市議会（開会）	
			特別資料整理期間（～2/26まで）	中央図書館
	23	(火)		
	24	(水)		
	25	(木)		
	26	(金)	2月定例教育委員会	本庁舎6階第4会議室

定例教育委員会資料	
年月日	令和3年1月26日(火)
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案56号

鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1. 経緯

鳥取市民体育館再整備に伴い鳥取市民体育館で利用していたバウンドテニス用具を鳥取市B&G海洋センターの体育館において利用できるよう規則の改正をするものです。

2. 施設情報

施設名	所在地	面積	建築年度
鳥取市B&G海洋センター	鳥取市三津1072	体育館 747.3 m ²	昭和53年

3. 施設の位置及び現況写真



4. バウンドテニスとは



バウンドテニスとは、公式テニスのミニ版でラケットも50cmと短く、コートは3×10mの人工芝の中央に50cmのネットが張られています。ダブルス、シングルスも楽しめるばかりでなく、対面距離が短いので相手の表情見ながらすぐ仲良しになれる利点があります。また、年齢に関係なく特に中高年の人には身体を慣らしながら長続きできるスポーツです。

鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則案要綱

1 改正の目的

鳥取市B & G海洋センターの附属設備等利用料金の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

(1) 鳥取市B & G海洋センターにバウンドテニス用具を追加します。(別表関係)

3 施行期日等

(1) この規則は、公布の日から施行することとします。(附則第1項関係)

議案第56号

鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和3年1月26日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和59年鳥取市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中卓球台の項の次に次のように加える。

バウンドテニス用具	1対	160円
-----------	----	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

鳥取市B&G海洋センターにバウンドテニス用具を設置するためである。

鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正後	改正前																																																			
<p>○鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則 昭和59年10月1日 鳥取市教育委員会規則第7号 第1条～第5条（略） 附 則 （略） 別表（第3条関係） 1 条例別表第1第1項に規定する附属設備等利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額（1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バレーボール用具</td> <td>1対</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>テニス用具</td> <td>1対</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>バスケットボール用具</td> <td>1対</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>バドミントン用具</td> <td>1対</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>卓球台</td> <td>1対</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td><u>バウンドテニス用具</u></td> <td><u>1対</u></td> <td><u>160円</u></td> </tr> <tr> <td>剣道防具</td> <td>1式</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>艇庫（持込舟艇による利用に限る。）</td> <td>1艇</td> <td>330円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「1回」とは、4時間以内の利用をいう。</p>	区分	単位	金額（1回につき）	バレーボール用具	1対	330円	テニス用具	1対	330円	バスケットボール用具	1対	550円	バドミントン用具	1対	110円	卓球台	1対	110円	<u>バウンドテニス用具</u>	<u>1対</u>	<u>160円</u>	剣道防具	1式	220円	艇庫（持込舟艇による利用に限る。）	1艇	330円	<p>○鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則 昭和59年10月1日 鳥取市教育委員会規則第7号 第1条～第5条（略） 附 則 （略） 別表（第3条関係） 1 条例別表第1第1項に規定する附属設備等利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額（1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バレーボール用具</td> <td>1対</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>テニス用具</td> <td>1対</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>バスケットボール用具</td> <td>1対</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>バドミントン用具</td> <td>1対</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>卓球台</td> <td>1対</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>剣道防具</td> <td>1式</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>艇庫（持込舟艇による利用に限る。）</td> <td>1艇</td> <td>330円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「1回」とは、4時間以内の利用をいう。</p>	区分	単位	金額（1回につき）	バレーボール用具	1対	330円	テニス用具	1対	330円	バスケットボール用具	1対	550円	バドミントン用具	1対	110円	卓球台	1対	110円	剣道防具	1式	220円	艇庫（持込舟艇による利用に限る。）	1艇	330円
区分	単位	金額（1回につき）																																																		
バレーボール用具	1対	330円																																																		
テニス用具	1対	330円																																																		
バスケットボール用具	1対	550円																																																		
バドミントン用具	1対	110円																																																		
卓球台	1対	110円																																																		
<u>バウンドテニス用具</u>	<u>1対</u>	<u>160円</u>																																																		
剣道防具	1式	220円																																																		
艇庫（持込舟艇による利用に限る。）	1艇	330円																																																		
区分	単位	金額（1回につき）																																																		
バレーボール用具	1対	330円																																																		
テニス用具	1対	330円																																																		
バスケットボール用具	1対	550円																																																		
バドミントン用具	1対	110円																																																		
卓球台	1対	110円																																																		
剣道防具	1式	220円																																																		
艇庫（持込舟艇による利用に限る。）	1艇	330円																																																		

2 条例別表第2第1項に規定する附属設備等使用料利用料金		
区分	単位	金額 (1回につき)
バレーボール用具	1対	330円
テニス用具	1対	330円
バドミントン用具	1対	110円
卓球台	1対	110円
備考 「1回」とは、4時間以内の利用をいう。		

2 条例別表第2第1項に規定する附属設備等利用料		
区分	単位	金額 (1回につき)
バレーボール用具	1対	330円
テニス用具	1対	330円
バドミントン用具	1対	110円
卓球台	1対	110円
備考 「1回」とは、4時間以内の使用をいう。		

報告事項（１）

1月定例教育委員会資料	
年月日	令和3年1月26日
担当課	学校保健給食課

学校給食センター調理等業務委託業者募集に係る審査結果について

鳥取市立学校給食センターにおける、令和3年度から令和7年度の5年間の調理等業務について、公募型プロポーザル（企画提案）方式により委託事業者の募集、審査を行ない、優先交渉事業者を選定しました。

1. 優先交渉事業者

学校給食センター	優先交渉事業者	所在地
第一学校給食センター （鳥取市行徳一丁目210番地）	公益財団法人 鳥取市学校給食会	鳥取市西町 二丁目311番地
第二学校給食センター （鳥取市蔵田93番地2）	公益財団法人 鳥取市学校給食会	鳥取市西町 二丁目311番地
湖東学校給食センター （鳥取市湖山町北六丁目330番地30）	公益財団法人 鳥取市学校給食会	鳥取市西町 二丁目311番地
国府学校給食センター （鳥取市国府町谷2番地3）	株式会社メフォス	東京都港区赤坂二丁目 23番1号
河原学校給食センター （鳥取市河原町曳田20番地2）	公益財団法人 鳥取市学校給食会	鳥取市西町 二丁目311番地
気高学校給食センター （鳥取市気高町浜村784番地51） 鹿野学校給食センター （鳥取市鹿野町鹿野896番地） 青谷学校給食センター （鳥取市青谷町青谷4190番地1）	公益財団法人 鳥取市学校給食会	鳥取市西町 二丁目311番地

※気高・鹿野・青谷学校給食センター調理等業務委託は3センターで1契約。

2. 選定の経過等

- ・令和2年10月20日 募集要項等の公表・交付
- ・令和2年12月 2日 参加資格審査及び第一次審査（書類審査）
応募事業者の備えるべき要件の確認及び提案書類による基礎審査等。
- ・令和2年12月25日 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
企業評価（経営状況等）、技術力評価（衛生管理の体制等）、コスト評価（受託コスト）の区分により評価。鳥取市学校給食センター調理業務委託業者選定委員会の出席委員の多数決、または1者の場合は基準を満たしていることを条件に優先交渉事業者を選定。
- ・令和3年 1月 8日 優先交渉事業者の決定
- ・令和3年 4月 業務引継、給食リハーサル等を経て、給食開始

3. 選定審査基準

①企業評価（配点60点）

評価項目	評価の観点	配点(各委員)
ア 企業理念	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務に取り組む意欲 	10
イ 経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・財務健全性（自己資本比率、流動比率等） ・受注金額 ・技術者数 	10
ウ 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理業務受託実績 （自校調理方式、学校給食センター（共同調理場）方式） ・大量調理業務実績 ・食物アレルギー対応業務実績 	20
エ 危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・調理事故・異物混入等発生時の対処体制 ・製造物賠償責任保険（PL保険）等の損害賠償制度の加入のグレード ・安全・安心の信頼度（食中毒等の発生状況） 	20

②技術力評価（配点90点）

評価項目	評価の観点	配点(各委員)
ア 提案内容的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の専門性、サービス水準、安定的な提供に関する実施方針 ・安全衛生管理体制 	10
イ 給食調理人員体制 （円滑な実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・調理業務責任者、副責任者等の配置 ・配置者の資格 ・職員勤務体制、勤務ローテーション ・業務従事者の休暇等における代員確保体制 ・調理作業工程表・動線図 	30
ウ 衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・業務従事者の健康管理の体制 ・報告・連絡、責任体制 	30
エ 職員研修、移行準備等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの職員研修計画 ・職員研修体制（調理期間、学校の休業期間） ・継続雇用、地元採用計画 	10
オ 食育の充実、学校との交流企画	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の充実関連活動 ・学校等との交流企画 	10

③コスト評価（配点10点）

評価項目	評価の観点	配点(各委員)
受託コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置人数 ・経費負担内訳 	10

委員一人当たりの配点合計（①+②+③）

合 計	160
-----	-----

4. 審査の結果

【第一学校給食センター】 <評価審査の内訳> 応募事業者数 2者

	(公財) 鳥取市学校給食会	次点事業者
1位とした 委員数	4名	1名
A委員	129	124
B委員	113	109
C委員	141	138
D委員	118	127
E委員	132	129
	優先	

【第二学校給食センター】 <評価審査の内訳> 応募事業者数 2者

	(公財) 鳥取市学校給食会	次点事業者
1位とした 委員数	5名	0名
A委員	126	108
B委員	111	109
C委員	141	108
D委員	119	113
E委員	132	116
	優先	

【湖東学校給食センター】 <評価審査の内訳> 応募事業者数 2者

	(公財) 鳥取市学校給食会	次点事業者
1位とした 委員数	3名	2名
A委員	128	129
B委員	112	106
C委員	140	135
D委員	117	124
E委員	129	127
	優先	

【国府学校給食センター】 <評価審査の内訳> 応募事業者数 2者

	(株) メフォス	次点事業者
1位とした 委員数	3名	2名
A委員	129	126
B委員	124	126
C委員	138	140
D委員	124	119
E委員	127	123
	優先	

【河原学校給食センター】 <評価審査の内訳> 応募事業者数 2者

	(公財) 鳥取市学校給食会	次点事業者
1位とした 委員数	5名	0名
A委員	126	102
B委員	105	99
C委員	141	108
D委員	115	101
E委員	126	117
	優先	

【気高鹿野青谷学校給食センター】 <評価審査の内訳> 応募事業者数 1者

	(公財) 鳥取市学校給食会
1位とした 委員数	5名
A委員	128
B委員	113
C委員	138
D委員	115
E委員	126
	優先

1月定例教育委員会資料	
年月日	令和3年1月26日(火)
担当課	生涯学習・スポーツ課

報告事項(2)

ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催日程の決定について(報告)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により2021年5月開催から延期となったワールドマスターズゲームズ2021関西の開催日程が、ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会と国際マスターズゲームズ協会(IMG A)の協議の結果、次のとおり決定しましたので報告します。

記

1. 決定となった開催日程

2022年(令和4年)5月13日(金)～2022年5月29日(日)まで

2. 大会概要等

「ワールドマスターズゲームズ」とはおおむね30歳以上であれば誰もが参加できるイベントで、世界各地で4年ごとに開催され、これまで延べ17万人のスポーツ愛好家が参加している世界最大級の生涯スポーツの総合競技大会です。参加者目標人数は5万人のうち国外からは2万人の参加を予定しており、多くの外国人参加者も本市に訪れる予定です。本大会は生涯スポーツの振興と併せて、観光を楽しむスポーツツーリズムの推進を目指しています。

1 期 間：2022年5月13日(金)～同年5月29日(日)

2 種 目：35競技59種目

※鳥取県ではアーチェリー(鳥取市)、柔道(米子市)、自転車(倉吉市)、グラウンドゴルフ(湯梨浜町)の4競技を実施

延期前の日程

【アーチェリー競技(鳥取市)】

1 実施日：2021年5月15日(土)～18日(火)の4日間

2 会 場：布勢総合運動公園

陸上競技場(アウトドア種目)：鳥取県民体育館(インドア)

3 主 催：ワールドマスターズゲームズ関西2021鳥取市実行委員会

報告事項（3）

1月定例教育委員会資料	
年月日	令和3年1月26日（火）
担当課	生涯学習・スポーツ課

令和2年度の成人式について（報告）

令和3年1月3日開催を予定していました鳥取市成人式は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から延期といたしました。今後は、新型コロナウイルス感染症の収束をみとおしながら日程等について、調整を進めていきます。

≪延期した令和3年1月開催の成人式の概要≫

日時 令和3年1月3日（日） 式典：午後2時～午後2時20分
企画：午後2時20分～午後2時30分

場 所 とりぎん文化会館 梨花ホール

内 容 式典：主催者あいさつ、来賓祝辞、新成人誓いの言葉
企画：成人式実行委員会による企画イベント

参加予定 1,307名（該当者1,882名）

※市長メッセージを1月3日（日）午前10時より配信。

※延期したことにより、新成人、関係者からの問い合わせはほとんどなし。

今後の日程等

新型コロナウイルス感染症感染の収束を踏まえ、夏以降の開催に向けて、実行委員会、関係機関と意見交換や対象者向け電子アンケートを踏まえて日程等調整していきます。

- 多くの新成人が参加しやすい時期、会場
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の防止ができる会場
- 天候等に左右されない会場

報告事項（４）

1月定例教育委員会資料	
年月日	令和3年1月26日
担当課	中央図書館

「鳥取市図書館振興計画（案）」に係る市民政策コメントの実施について

1. 目的

市立図書館では、平成28年度に鳥取市図書館振興計画を策定し、社会の変化や地域の実情に応じた図書館サービスを展開するとともに、市民に親しまれる図書館づくりを進めてきました。このたび、現計画の計画期間が令和2年度末で終了することに伴い、令和3年度から令和7年度までの図書館振興の基本的な方向を示し、図書館の将来像を明らかにした計画を策定するため、市民から意見を求めることを目的とし実施するものです。

2. 実施期間等

（１）実施期間

令和3年2月1日（月）～令和3年2月22日（月）

（２）意見の提出方法

住所・氏名・電話番号を明記の上、郵送・ファクシミリ・電子メール・本市公式ホームページ（電子申請）・持参のいずれか

（３）資料の設置場所

市立中央図書館、用瀬図書館、気高図書館、本庁舎1階総合案内所、駅南庁舎1階総合窓口、各総合支所地域振興課、各図書室

（４）意見の提出先

鳥取市立中央図書館（〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4、
Tel: (0857) 27-5182、fax: (0857) 27-5192、メール: chuo-library@city.tottori.lg.jp)

3. 情報の提供方法

鳥取市報、市及び図書館ホームページ等

4. 取り組みの経過

- ① 令和2年7月 市議会、定例教育委員会にて振興計画策定について説明
- ② 令和2年8月17日 第1回図書館協議会を開催 現状と骨子を説明
- ③ 令和2年8月～9月 市議会、定例教育委員会にて現状と骨子を説明
- ④ 令和2年10月 インターネットモニターアンケート実施
- ⑤ 令和2年11月5日 第2回図書館協議会を開催 素案の説明、協議
- ⑥ 令和2年12月 市議会、定例教育委員会にて進捗状況の説明
- ⑦ 令和2年12月 図書館利用者アンケートを実施
- ⑧ 令和3年1月14日 第3回図書館協議会を開催 素案の協議
- ⑨ 令和3年2月1～22日 市民政策コメント実施
- ⑩ 令和3年3月 第4回鳥取市図書館協議会 最終案協議
- ⑪ 令和3年3月 鳥取市議会文教経済委員会に最終案報告
- ⑫ 令和3年3月 3月定例教育委員会において審議、決定

鳥取市図書館振興計画（案）

～鳥取市のめざす図書館像～

令和3年3月

鳥取市教育委員会

鳥取市図書館振興計画

目 次

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の構成と期間	3
3	計画策定の方法	3
4	計画策定の背景	3
5	鳥取市立図書館の現状と課題	3
	（1）施設・サービス網	
	（2）資料整備	
	（3）職員体制	
	（4）図書館活動全般	
6	鳥取市のめざす図書館像	7
	（1）図書館運営の理念	
	（2）鳥取市のめざす図書館像	
7	めざす図書館像の実現に向けた今後の取組	9
8	評価	14
	（1）基本的な考え方	
	（2）評価指標と評価の方法	
	用語解説	16

1 計画策定の趣旨

本市の図書館は、平成16年11月の近隣8町村との合併後、平成17年に「鳥取市図書館整備計画」を策定し、中央図書館の移転拡張整備、新コンピュータシステムや資料搬送システムの構築、また移動図書館車の増設を図るなど市内全域への図書館サービス網の充実に取り組んできました。

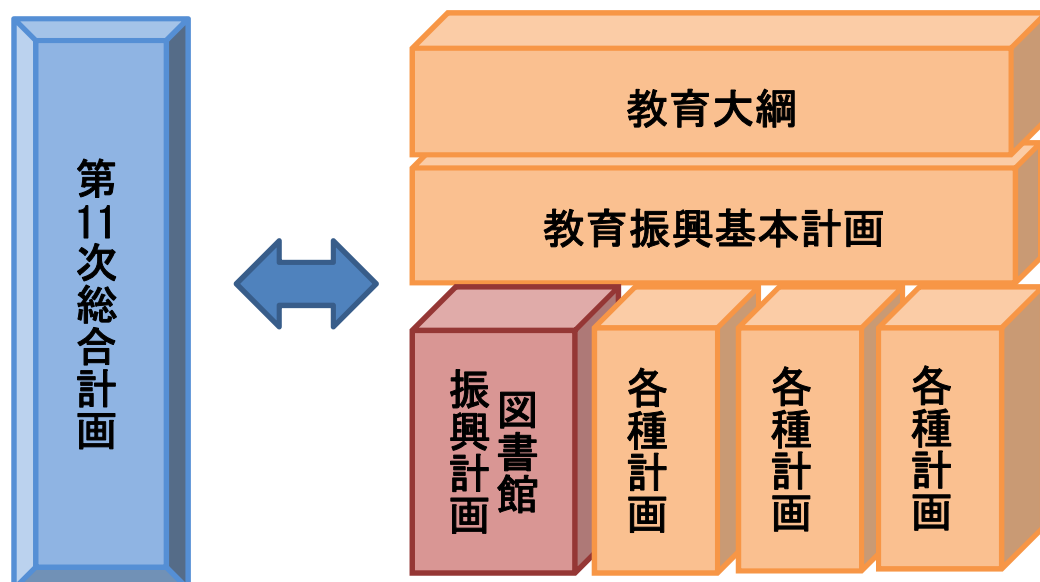
また、平成28年3月には「鳥取市図書館振興計画」を策定し、令和2年度までの5年間の図書館振興の基本的な方向を示すとともに、図書館の将来像を明らかにし、市民とともに新しい時代に対応する図書館づくりを進めてきました。

社会は、人口減少や少子高齢化の進展、地域経済・雇用状況の低迷、環境・エネルギー革新、情報通信の高度化、地方創生への取組の推進、SDGs（※1）やSociety 5.0（※2）の取組の広がりなど、依然として大きな転換期の中にあります。加えて、令和2年初頭からの世界的な「新型コロナウイルス」の拡大により、私たちの行動様式も変化を求められています。

一方、本市は、平成30年4月に中核市へ移行するとともに、鳥取県東部1市4町と兵庫県新温泉町で構成する「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」（令和2年4月兵庫県香美町加入）を形成し、この地域の発展のけん引者としての役割も求められています。

この計画は、こうした社会情勢等の変化に対応するため「第11次鳥取市総合計画」や「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」及び「鳥取市教育振興基本計画」を踏まえ、令和7年度までの図書館振興の基本的な方向を示し、市民とともに図書館づくりを進めていくために策定します。

【図書館振興計画の位置づけ】



2 計画の構成と期間

この計画は、本市の図書館をめざす将来像とその実現に向けた目標を明らかにしたものです。ここでは、3つの図書館像とその実現に向けた重点施策を定め、めざす図書館像の実現に向けた今後の具体的な取組を示します。

また、取組の評価を行うため、事業実施に伴う目標や指標を定め、毎年度、点検評価を行いながら一層の推進を図ります。

計画の期間は、鳥取市教育振興基本計画に基づき令和3年度～令和7年度までの5年間とします。

3 計画策定の方法

令和2年度に行った鳥取市図書館協議会との協議を踏まえ、鳥取市教育委員会（鳥取市立図書館）が策定します。

4 計画策定の背景

平成18年4月、文部科学省より「これからの図書館像」において、地域の情報拠点として、地域住民にとって役立つ図書館像をめざすべきであるとした指針が示されました。さらに平成18年12月の教育基本法改正を受け、平成20年6月には図書館法が改正され、それまでの学校教育の支援に加え、家庭教育の向上が加味された内容に改められるとともに、図書館運営に関する評価等が導入されました。

また、図書館の運営にあたっては「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）で、社会の変化や地域の実情に応じ、「基本的運営方針」や「事業計画」を策定し公表するとともに、図書館サービスに関する適切な「指標」や「数値目標」を設定し、点検及び評価を行い公表にも努めることと規定されています。

このように図書館の運営方針の策定や評価の実施及び公表が求められています。

5 鳥取市立図書館の現状と課題

（1）施設・サービス網

本市の図書館サービス網は、中央図書館を中心に、用瀬図書館、気高図書館の2つの地域図書館に加え、国府町、福部町、河原町、佐治町、鹿野町及び青谷町の6つのコミュニティセンター図書室、さらに市立病院図書室を加え、図書館3館と7つのサービス拠点を一元化したシステムとして図書館サービス網を形成しています。

また、移動図書館車を5台設置（中央3台、用瀬1台、気高1台）し、市内の171カ所（令和2年度現在）におおむね2週間に1回の巡回を行っています。

さらに、令和元年度に本格運用を開始した「コンビニ受取サービス」も、令和2年度には3カ所で実施しています。

また、各館の資料を効率的に動かす搬送システムも構築（業務委託）し、搬送便は、各施設には1週間に2～4回巡回し、予約本等の搬送を行っています。さらに、この搬送便は、本市の図書館サービス網以外にも、市内の小・中・義務教育学校、県立図書館、鳥取大学、鳥取環境大学、コンビニエンスストアなど67施設にも巡回し、連携・支援を行っており、全体では市内248カ所に本が届く仕組みを構築しています。

施設の課題としては、「鳥取市公共施設再配置計画」に基づき、コミュニティセンター図書室などの公共施設の複合化や統廃合によるサービス拠点の見直しの必要があります。また、サービス網等の課題としては、中山間地域への移動図書館車の巡回や要望が高まっている保育園や高齢者福祉施設への配本などがあげられます。

（2）資料整備

図書等の資料整備は、図書館運営の中でも最も基本となる重要な施策です。合併時には、39,360千円（図書32,825千円、雑誌6,085千円、視聴覚450千円）であった資料費は、現在では、36,678千円（図書30,614千円、雑誌5,614千円、視聴覚450千円）と6.8%減少しています。令和元年度の図書購入冊数は、18,837冊（雑誌除く）でした。鳥取市全体の予算額に限られる中、一定の経費を維持しながら、県立図書館との機能分担をも考慮し、情報拠点の中核として魅力ある蔵書を充実させていくことが課題です。

（3）職員体制

令和2年度の職員数は、図書館3館で43人（うち正規職員7人（併任1人）、再任用職員5人、会計年度任用職員30人）で、合併時は13人（運転技師2人含む）であった正規職員は、鳥取市定員適正化計画などにより6人減少しています。

課題としては、職員に占める非常勤職員の割合が徐々に高くなっていることや、継続的かつ安定的な図書館運営を行っていくため、専門性と経営能力を備えた職員を配置することなどがあります。

（4）図書館活動全般

本市の図書館は、年間に延べ36万人を超える利用者のある生涯学習施設です。合併以降も中央図書館をはじめとする施設の充実や移動図書館車の増設、またコンピュータシステムの更新や市立病院図書室への窓口開設など、市民のニーズに応える図書館サービス網を構築してきました。しかしながら、医療健康情報サービスや法情報サービスなどの課題解決型サービスや障がい者サービス、外国人を対象とした多文化サービス、さらには高齢者サービスなど、今後強化が必要なサービスにも計画的に取り組んでいく必要があります。

一方、国では、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」が施行され、都道府県や市町村においても、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定に努めることとされており、本市においても視覚障がい者をはじめ、図書館利用に障がいのある市民へのサービス拡充に取り組んでいく必要があります。

本市の人口の推移は、下記のとおりです。

区 分	H22国勢調査	H27国勢調査	R 2 推計	R 7 推計	R 12推計
人 口	197,449人	193,717人	188,717人	182,777人	177,621人
老年人口割合 (65歳以上)	23.2%	26.6%	29.8%	31.9%	33.2%
年少人口割合 (0～14歳)	13.7%	13.3%	12.6%	11.8%	11.8%
生産年齢人口割合 (15～64歳)	63.1%	60.1%	57.6%	56.3%	55.0%

*第11次鳥取市総合計画（基本構想）「第1編 第3章 人口と財政の長期的な見通し」より抜粋

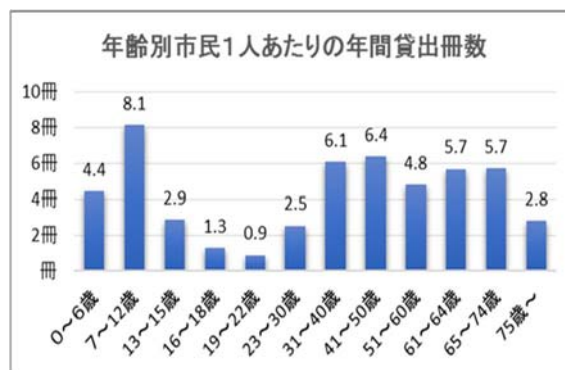
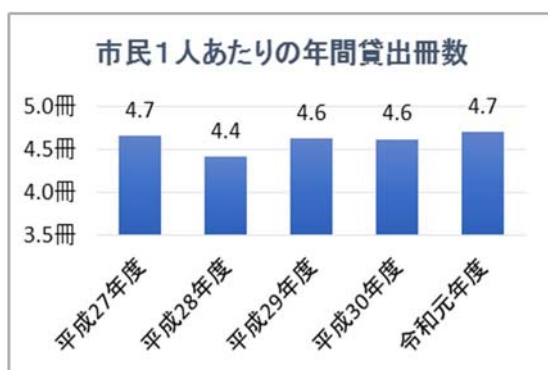
鳥取市の図書館の活動状況（令和元年度）を他の中核市と比較したものが以下のとおりです。

自治体名	人口	図書館数	蔵書数	正規職員	会計年度 任用職員
鳥取市	186千人	3館	692千冊	12人	31人
中核市 平均	373千人	5館	933千冊	20人	62人

*職員数は、令和2年4月1日現在で、コミュニティセンター等のサービスポイントは含まない。

自治体名	市民1人あたりの 資料費	市民100人あたりの 年間購入冊数	市民1人あたりの 年間貸出冊数
鳥取市	195円	10冊	4.7冊
中核市 平均	160円	8冊	4.8冊

また、令和元年度の鳥取市の図書館及びコミュニティセンター図書室等の概要と利用状況は以下のとおりです。



【令和元年度 鳥取市の図書館の概要と利用状況】

図書館名	延床面積	蔵書数	職員数	個人貸出	登録者数
中央図書館	4,596 m ²	437 千冊	30 人(うち正規 5、再任用 4、 会計年度任用職員 21)	716 千冊	71,953 人
用瀬図書館	370 m ²	62 千冊	7 人(うち正規1(併任)、再任 用 1、会計年度任用職員 5)	40 千冊	
気高図書館	530 m ²	62 千冊	6 人(うち正規1、会計年度任 用職員 5)	72 千冊	
小計	5,496 m ²	561 千冊	43 人(うち正規 7(併任 1)、 再任用 5、会計年度任用職員 31)	828 千冊	
国府町図書室	119 m ²	23 千冊	1 人(会計年度任用職員・兼 務)	14 千冊	
福部町図書室	130 m ²	17 千冊	1 人(会計年度任用職員・兼 務)	6 千冊	
河原町図書室	123 m ²	21 千冊	1 人(会計年度任用職員・兼 務)	6 千冊	
佐治町図書室	80 m ²	16 千冊	1 人(会計年度任用職員・兼 務)	3 千冊	
鹿野町図書室	89 m ²	11 千冊	1 人(会計年度任用職員・兼 務)	8 千冊	
青谷町図書室	174 m ²	37 千冊	1 人(会計年度任用職員・兼 務)	16 千冊	
市立病院図書室	*	6 千冊	1 人(会計年度任用職員)	3 千冊	
小計	715 m ²	131 千冊	7 人(会計年度任用職員・兼 務)	56 千冊	
合計	6,211 m ²	692 千冊	50 人(うち正規 7(併任 1、 再任用 5、会計年度任用職員 38)	884 千冊	

*職員数は、令和2年4月1日現在

*コミュニティセンター図書室の職員は、教育委員会分室業務またはコミュニティセンター業務との兼務

6 鳥取市のめざす図書館像

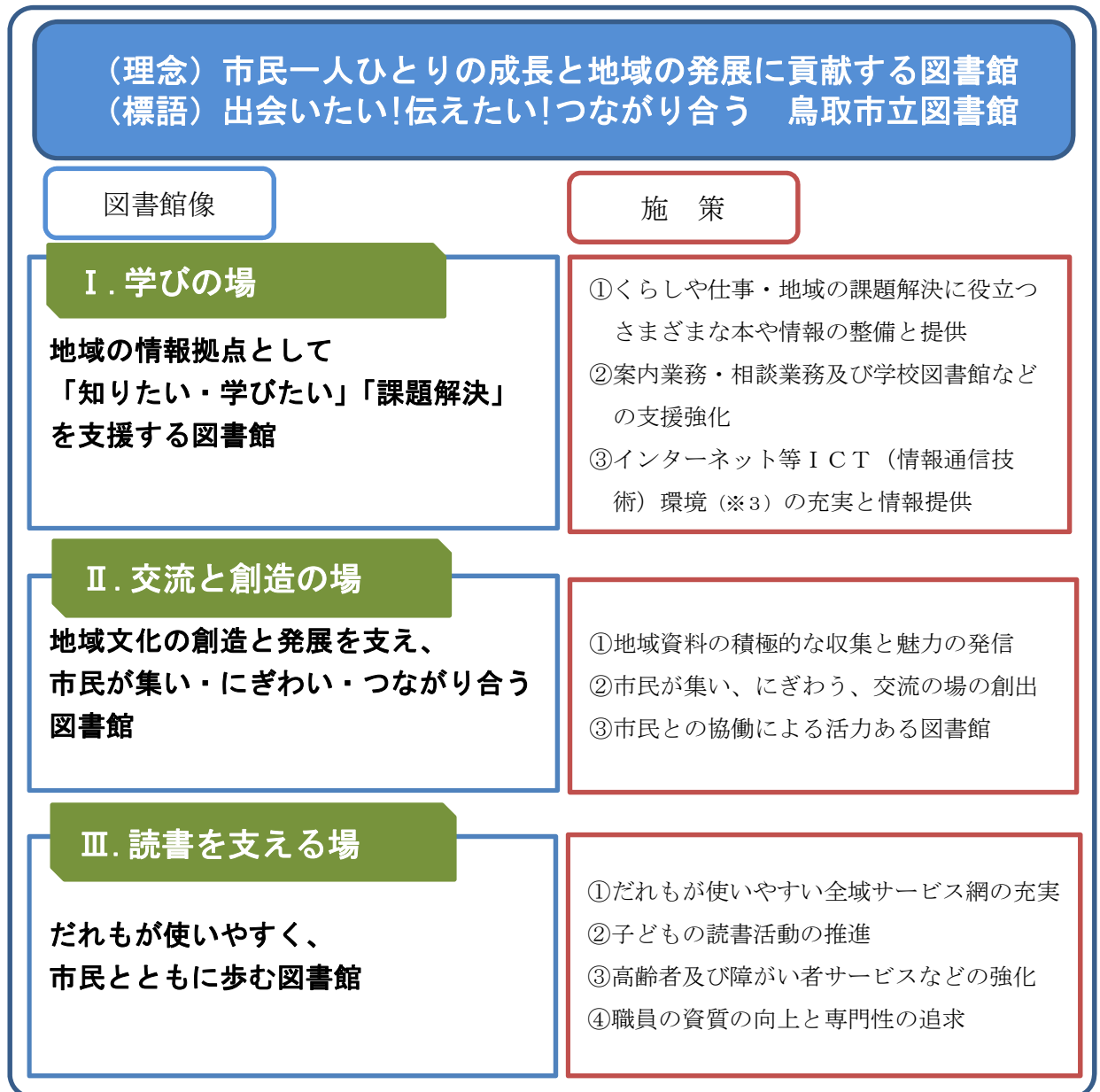
(1) 図書館運営の理念

「市民一人ひとりの成長と地域の発展に貢献する図書館」

鳥取市立図書館は、本や情報の提供をとおして、自ら学び、考え、行動する市民を支援するとともに、心豊かなくらしの実現や地域の課題解決を図り、市民一人ひとりの成長と地域の発展に貢献します。

また、この理念に基づき、めざす図書館像を「学びの場」「交流と創造の場」「読書を支える場」とし、運営を推進するための標語を「出会いたい！伝えたい！つながり合う 鳥取市立図書館」とします。

【概念図】



※【SDGsの目標との関連】

- (4) 質の高い教育をみんなに
- (11) 住み続けられるまちづくりを
- (17) パートナーシップで目標を達成しよう



(2) 鳥取市のめざす図書館像

図書館像Ⅰ 学びの場

地域の情報拠点として、「知りたい・学びたい」「課題解決」を支援する図書館

鳥取市立図書館は、地域の情報拠点として、市民一人ひとりの「知りたい・学びたい」という学習意欲や資料要求に適切に応えるとともに、地域が抱える喫緊の課題の把握や、課題の解決に役立つ本や情報の収集・提供に努め、まちづくりを支援します。

ア. 暮らしや仕事・地域の課題解決に役立つさまざまな本や情報の整備と提供

時代や社会の急速な変化に対応しながら、地域や市民の自立的な判断や政策立案、課題解決に必要な多様な本や情報の収集・提供に努め、図書や雑誌、新聞以外にもパンフレットなどの紙媒体の資料や電子書籍の整備・データベースの活用にも努めます。

イ. 案内業務・相談業務及び学校図書館等の支援強化

相談業務（レファレンス・サービス）の充実と利用促進、医療・健康情報や子育て情報などの課題解決型情報支援サービスの充実に努めます。また、市内の学校図書館、保育園などとの連携・支援をさらに推進します。

ウ. インターネットなどICT環境の充実と情報提供

地域の情報ネットワーク拠点として、フリースポットなどインターネットへのアクセス環境などICT（情報通信技術）環境の充実を図るとともに、地域資料の電子化や電子書籍の閲覧・貸出、情報媒体の多様化に対応したハイブリッド図書館（※4）サービスの展開に努めます。

図書館像Ⅱ 交流と創造の場

地域文化の創造と発展を支え、市民が集い・にぎわい・つながり合う図書館

鳥取市立図書館は「鳥取市」に関するさまざまな資料や情報の案内役として、博物館などの社会教育施設や行政機関、専門家との連携・協力を推進し、市民とともに地域の魅力を広く発信することにより、更なる地域文化の創造・継承を支援します。

ア. 地域資料の積極的な収集と魅力の発信

鳥取市の歴史や文化などに関連する図書や雑誌、パンフレットなどの幅広い系統的な資料の収集・保存に努め、それを活用することにより、市民の郷土への関心や理解を深めるととも

に、地域の研究者や団体、関係機関との連携・協働により地域の魅力を広く発信します。

イ. 市民が集い、にぎわう、交流の場の創出

地域のさまざまな人や団体、専門機関などとの連携・協働による展示や講座、講演会、相談会などの事業を充実させ、多くの市民が集い、にぎわい、つながり合う空間を創り出すことで、地域の魅力の新たな創造に貢献します。

ウ. 市民との協働による図書館活動の推進

「図書館は成長する有機体である」(※5)といわれます。地域や学校での読書ボランティアや多くの市民活動団体などとの連携を深め、活動している一人ひとりの知識や経験を共有し、市民の支持とニーズに応える図書館活動推進に努めます。

図書館像Ⅲ すべての人の生涯にわたる読書を支える場

だれもが使いやすく、市民とともに歩む図書館

年齢や障がいなどに関わらず、市民一人ひとりの生活や成長に応じた図書館利用が可能となるように、ハード・ソフトの両面からサービスの充実を図り、すべての市民に本や情報が届くように身近な図書館サービスの提供に努めます。

ア. だれもが使いやすい全域サービス網の充実

中央図書館を核に、地域図書館や移動図書館車の運行で図書館サービス網を形成し、市内の病院図書室や学校図書館、関係機関等とも連携・協力しながら、すべての市民が必要とする本や情報が届くように身近な図書館サービスの提供に努めます。

イ. 子どもの読書活動の推進

子どもの読書は、たくさんの言葉を育み、感性や表現力を高め、豊かな創造力や生きる力を培います。読書の限りない可能性を考えて、すべての子どもがさまざまな機会や場所において自主的に読書活動を行うことができるよう「鳥取市子どもの読書活動推進計画」とあわせて積極的に環境の整備に努めます。

ウ. 高齢者及び障がい者サービス等の強化

図書館を利用することが難しい高齢者や障がい者、外国人に対し、関係機関と連携を取りながら、必要とする本や情報を提供するため、利用する上での課題の解決を図り、施設・設備の改善やサービスの充実に努めます。

また、「読書バリアフリー法」が施行され、都道府県や市町村においても、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定に努めることとされており、本市においても視覚障がい者をはじめ、図書館利用に障がいのある市民へのサービス拡充に努めます。

エ. 職員の資質の向上と専門性の追求

時代や社会の変化に対応しながら、地域や市民の自立的な判断に必要な多様な本や情報の提供体制の確保と職員一人ひとりの資質の向上や、情報活用能力や課題解決型サービス、地域資料、児童サービスなどのそれぞれの分野に知識が豊富な人材の育成に計画的に努めます。

7 めざす図書館像の実現に向けた今後の取組

地域の情報拠点として、「知りたい・学びたい」「課題解決」を支援する図書館

(1) くらしや仕事・地域の課題解決に役立つさまざまな本や情報の整備と提供

【施策に対する基本的方向】 地域の“知”の情報拠点として本や情報の整備充実

すべての市民を対象にして、くらしや仕事における課題解決、地域活動や市民活動などの課題解決に役立つ資料を積極的に収集・整理・保存・提供し、心豊かなくらしや地域の発展を支援します。

具体的な事業とその内容

●課題解決型情報支援サービスの充実

1. 子育て支援コーナー等を活用し、子育てに関わる人を対象に、関係する図書や行政が行うサービス支援などさまざまな情報を提供することで、安心した子育てを支援します。
2. 医療・健康情報コーナー等を活用し、成人や高齢者を中心に、関係する図書や行政が行うサービス支援などさまざまな情報が容易に入手できるように努めます。
3. くらしの法律トラブルや法律相談に関する図書や行政が行うサービス支援などさまざまな情報を提供し、問題解決に向けた情報支援に努めます。
4. くらしの中でのさまざまな課題解決に役立つ資料の充実を図ります。

●市や地域への政策立案等支援サービス・地域づくりサービスの促進

1. パブリックコメント期間中にスポット展示を行うなどし、政策に対する市民の理解を深め、幅広い意見を求める場とします。
2. 市民支援情報コーナー等を活用し、市民や各種団体などに、行政からの情報を容易に提供できるよう努めます。

(2) 案内業務・相談業務及び学校図書館などの支援強化

【施策に対する基本的方向】 課題解決のための相談業務の強化

資料や情報の提供に加え、くらしや仕事における課題解決や、地域活動、市民活動などの課題解決に向けた相談業務を強化し、適切な資料や情報、関係機関の紹介を行うなど課題解決に向けた支援を行います。

具体的な事業とその内容

●レファレンス（※6）機能の充実と利用促進

1. 医療・健康や法律関係など専門分野に関する相談業務や関係機関の紹介の強化と利用促進を図ります。
2. 関係資料や情報提供の充実と市民向けオンラインデータベース（※7）の充実に努めます。
3. 相談業務（レファレンス・サービス）のツール（※8）の充実を図ります。

●学校図書館への支援強化

1. 学校図書館と連携し、「調べ学習用」「長期学級貸出用（6カ月）」資料などの複本（同じ本を複数整備すること）の充実を図ります。
2. 学校図書館の資料相談や情報提供の充実に努めます。

●市立図書館のPR活動の強化

未登録者への利用促進と、便利な図書館の利用方法や様々な図書館の情報を市民へわかりやすく広報します。

（3）インターネットなどICT環境の充実と提供

【施策に対する基本的方向】 ICT環境の充実と提供

情報化社会の進展に合わせて電子情報を整備・充実するとともに、急速に発展するデジタル環境への対応を図ります。また、情報活用能力の育成にも取り組みます。

具体的な事業とその内容

●印刷資料とデジタル資料が共存するハイブリッド図書館

1. 電子書籍やマルチメディア版デジター（※9）など、ICT（情報通信技術）の進展に対応した新しい媒体による資料提供に努めます。
2. 新聞情報等をデータベース化した商用データベースや、その他の市民に役に立つデータベースの活用を努めます。

●情報リテラシー（※10）の支援

情報探索の手法や情報の取捨選択能力、発信能力等を養うための講座を開催します。

●貴重資料や地域資料のデジタル化

1. 著作権法などの動向を注視しながら、所蔵資料のデジタル化の検討を行い、貴重な原資料を守る取組を進めるとともに、関係部署、関係機関とも連携を図りながら、広く市民へ情報を公開する方策を検討します。
2. 鳥取市が保有・提供しているWeb情報（※11）について、関係部署との連携を図りながら、ホームページにリンクを張るなどして活用します。

地域文化の創造と発展を支え、市民が集い・にぎわい・つながり合う図書館

（1）地域資料の積極的な収集と魅力の発信

【施策に対する基本的方向】 地域文化の集積、活用、魅力発信

地域文化のさらなる創造をめざして、関係機関と連携しながら、地域資料の収集と保存を行うとともに、それを活用することで地域の魅力を発信します。

具体的な事業とその内容

●地域情報の集積、継承、発信事業

1. 地元の研究者、関係機関などとの連携・協働による特色ある地域講座など、鳥取ゆかりの情報の集積や魅力の発信を行います。

2. 各地域の関係機関と連携し、地域資料の収集と活用を図ります。

●小中学生向けの地域資料・情報提供の充実

地域を身近に感じられるコーナーの充実や講座の開催により、郷土への関心を高めま
す。

(2) 市民が集い、にぎわう、交流の場の創出

【施策に対する基本的方向】 交流と創造

さまざまな年代層の市民が、様々なテーマでつながり合えるような催しを開催することで、
にぎわいと新たな文化の創出に努めます。

具体的な事業とその内容

●市民や団体の自主的な講座や展示会の開催促進

1. 市民や団体による自主的な講座の開催や表現の場として、市民ギャラリー・地域情報
コーナーなどの活用を図ります。
2. 市民や団体が作成した資料、研究などの成果を中心にテーマ展示を行い、交流の場を
創出します。

●各種講演会、講座の開催

1. 地域の文化や文字・活字文化の発展に寄与する講演会、講座を積極的に開催します。
2. 市民ギャラリー・地域情報コーナーなどを活用し、他機関との連携による展示・講演
会の開催により交流の場を創出します。
3. 異世代交流や多様なテーマでつながりあう催しを実施し、にぎわいを創出します。

(3) 市民との協働による図書館活動の推進

【施策に対する基本的方向】 市民との協働による図書館活動

市民一人ひとりの知識や経験をボランティア活動に活かして、社会貢献や自己実現をめざし
ている市民と協働して、図書館活動の推進を図ります。

具体的な事業とその内容

●各種講演会、講座などへの地域人材の活用

地域の文化や文字・活字文化の発展に寄与する講演会、講座を地域の人材を講師とし
て活用して積極的に開催します。

●図書館ボランティアの活動の活性化

書架整理や本の修理など高齢者を中心とした図書館ボランティアの参加促進や集いを
開催します。

だれもが使いやすく、市民とともに歩む図書館

(1) だれもが使いやすい全域サービス網の充実

【施策に対する基本的方向】 全域サービスの充実

すべての市民に本や情報が届くように身近な図書館サービスの提供に努めます。

具体的な事業とその内容

●コンビニ受取サービスの充実と宅配サービスの検討

1. コンビニエンスストアと提携し予約資料の受取・返却ができるサービスを充実します。
2. 図書館や移動図書館車の利用が困難な利用者を対象に、宅配などを利用した貸出を引き続き検討します。

●サービス拠点の見直しと設備更新

1. 「鳥取市公共施設再配置基本計画」に基づき、コミュニティセンター図書室などの公共施設の複合化や統廃合によるサービス拠点の見直しを行います。
2. 図書館の老朽化した設備の更新を計画的に行います。

●移動図書館車のサービスの充実

1. 中山間地を中心に図書館に来館することのできない市民にも必要とされる情報の提供や読書の機会を提供するため、今後も巡回サービスを積極的に行います。
2. サービスポイントや巡回頻度について、利用状況を分析し常に見直しを図ります。

●広域利用の推進

因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏連携事業として、鳥取県東部圏域及び兵庫県北部圏域の相互利用推進を図るとともに、圏域の一体感を醸成する事業の実施に努めます。

(2) 子どもの読書活動の推進

【施策に対する基本的方向】 読書環境の強化と読書ボランティア支援

子どもの発達段階に応じた適切な図書の提供を強化するとともに、乳幼児の保護者を対象にした啓発事業の実施や読書ボランティアの支援を強化します。

具体的な事業とその内容

●胎児期から読書に親しめる読書環境づくり

1. ブックスタート事業（※12）など乳幼児期の保護者に対する読書啓発事業を、保健所、図書館、ボランティア等との連携を取りながら継続して行います。
2. 乳幼児、就学前の子どもに対する読書支援、妊婦やその家族に対する読書啓発事業を強化します。

●読書ボランティア（グループ）との子ども読書活動推進事業実施

1. 読書ボランティアの養成を継続して行います。
2. 読書ボランティア活動の希望者と受け入れを希望する施設との調整を行う仕組みを構築します。

3. おはなし会などを協働で実施するとともに、読み聞かせに適したブックリストの作成や交流会を開催するなど読書ボランティア活動を支援します。

●児童サービスの強化

子ども向けホームページの充実、おはなし会など行事の充実、企画展示の充実を図ります。

(3) 高齢者及び障がい者サービスなどの強化

【施策に対する基本的方向】 すべての人が利用しやすい図書館

高齢者や障がい者及び外国人などが図書館を利用する上での課題の解決を図り、すべての人が利用しやすい図書館をめざします。

具体的な事業とその内容

●高齢者や障がい者向けの資料の充実と宅配貸出などの検討

大活字本や視聴覚資料など、高齢者や障がい者が利用しやすい資料の充実を図るとともに、来館が困難な利用者向けに、宅配サービスなどを利用した貸出を検討します。

●外国人が利用しやすいサービスの充実

日本語以外を母国語にする利用者が必要とする資料や、情報の提供及び使いやすいホームページやサインなどの作成に努めます。

(4) 職員の資質の向上と専門性の追求

【施策に対する基本的方向】 市民への適切な図書館サービス提供のための専門性の強化

情報化社会の進展に伴って社会の変化や市民のさまざまなニーズに対応するため、必要としている人に必要としている本を必要なときに提供できるよう、常に専門性を高める研鑽を行います。

具体的な事業とその内容

●専門性と経営能力を備えた職員（司書）の養成・確保

1. 長期的な視点に立ち、専門性と経営能力を備えた職員の計画的な養成・確保に努めます。
2. 県立図書館などの主催による専門講座・研修会への積極的・計画的参加を促進します。

8 評価

(1) 基本的な考え方

ア. 図書館が計画的に推進しているサービスや業務について、点検・評価を行い、その結果をもとに業務改善に努め、利用者の満足度の向上を図ります。

イ. 自己点検評価の他に、透明性・客観性を担保するため、教育委員会が行う外部評価や図

書館協議会による検証を行います。

ウ. 市民の意識・意向調査等を必要に応じて実施し、市民による評価や意見を取り入れ、運営に活かします。

エ. 広く市民に図書館サービスを広報し、鳥取市の図書館像を共有しながら市民とともに図書館づくりを進めます。

(2) 評価指標と評価の方法

指標名	現状	目標	中核市との比較	指標の説明
①市民1人あたりの資料購入費	195円	200円	160円	資料購入費は、図書・雑誌・視聴覚資料費総額
②市民100人あたりの年間購入冊数	10冊	11冊	8冊	図書の年間購入冊数
③市民1人あたりの貸出冊数	4.7冊	5.2冊	4.8冊	個人貸出の冊数
④登録率	38.6%	43.0%	*	人口に占める登録者数
⑤入館者数	363千人	400千人	*	中央図書館のみ

めざす図書館像	指標	現状 (元年度)	目標
地域の情報拠点として、「知りたい・学びたい」「課題解決」を支援する図書館	①レファレンス受付件数	31,717 件	33,000 件
	②自動貸出・返却機利用率	49.7%	60%
	③インターネットによる予約の割合	66%	71%
	④学校図書館への「調べ学習用図書」の貸出冊数	31,000 冊	36,000 冊
地域文化の創造と発展を支え、市民が集い・にぎわい・つながり合う図書館	①郷土をテーマした展示開催回数	34 回	45 回
	②行事の参加人数	5,236 人	6,000 人
	③ギャラリー・地域情報コーナー等の貸出回数	41 回	75 回
誰もが使いやすく、市民とともに歩む図書館	①移動図書館車での貸出冊数	93.7 千冊	100 千冊
	②移動図書館車での貸出人数	18.0 千人	20.0 千人
	③15 歳未満の一人あたりの貸出冊数	5.6 冊	6.1 冊
	④65 歳以上の高齢者の一人あたりの貸出冊数	4.3 冊	4.8 冊

用語解説

(『最新図書館用語大辞典』等を参照)

- *1 SDGs (2p, 8p)
持続可能な開発目標。Sustainable Development Goals の略。国連の、持続可能な開発のための17の国際目標。
- *2 Society 5.0 (2p)
仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
- *3 情報通信技術 (ICT) 環境 (7p, 8p, 11p)
情報通信技術。Information and Communication Technology の略。
- *4 ハイブリッド図書館 (8p, 11p)
印刷メディアを中心とした伝統的図書館と電子メディアを駆使した図書館が融合した図書館。現在の多くはハイブリッド図書館といえる。
- *5 「図書館は成長する有機体である」 (9p)
インドの図書館学者ランガナタン (1892~1972) が提唱した図書館学五原則の一つ。図書館が生き残っていくために、職員、施設、蔵書、サービス形態も常に成長しなければならないという意味を持つ。
- *6 レファレンス (10p)
図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料及び情報を求めた場合に、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料を結びつける業務。
- *7 オンラインデータベース (10p)
通信回線 (online) により即時にやりとりを行うことのできる大量の情報の集合体。供給の形態により、オンラインとオフラインがある。
- *8 ツール (10p)
仕事をするのに必要な種々の用具や道具。レファレンスツールなどというように、図書館サービスを円滑に行うために欠かせない特定の資料群・情報源をさす。目録類・索引類のほか、辞典や書誌・データベース等をも含む。
- *9 マルチメディア版デージー (11p)
Multi media とは、文字や図のみでなく画像や音声を一体にした媒体。
DAISY は、Digital Audio-based Information System の略称。デジタル音声情報システム。これまでのカセットテープに代わる新しい障がい者用のデジタル録音図書の記録方式。
- *10 情報リテラシー (11p)
情報に関する基礎的な知識・技能であり、情報の「探索・収集」「整理・分析・評価」「表現・発信」までの一連の能力。
- *11 Web 情報 (11p)
Web とは、インターネット上で標準的に用いられている、文書の公開・閲覧システム。文字や画像、動画などを一体化した文書をネット上で公開・配布したり、また、それを入手・閲覧したりすることができる。
- *12 ブックスタート事業 (13p)
「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。本市では、6カ月健診時に、保健所、図書館及びボランティア等が協力して行っている。

(関係資料)

「鳥取市図書館振興計画」の策定経過

- 令和 2年 8月17日 第1回鳥取市図書館協議会 現状・骨子案の説明
令和 2年10月 9日～15日 インターネットモニターアンケートの実施
令和 2年11月 5日 第2回鳥取市図書館協議会 骨子案、内容について協議
令和 2年12月21日～ 日 図書館利用者アンケートの実施
令和 3年 1月 日 第3回鳥取市図書館協議会 原案の協議
令和 3年 2月 日～ 日 市民政策コメントの実施 (コメント実績 〇件)
令和 3年 3月 日 第4回鳥取市図書館協議会 最終案協議
令和 3年 3月 日 鳥取市議会文教経済委員会に最終案報告
令和 3年 3月 日 3月定例教育委員会において審議、決定

鳥取市図書館協議会委員 (令和3年3月現在)

No	氏 名	区 分	所 属	備 考
1	筒井 宏樹	学識経験者	鳥取大学 准教授	会 長
2	天野佳代子	学識経験者	鳥取短期大学非常勤講師 島根県立大学兼任講師	副会長
3	岩井 眞保	学校教育関係者	小教研図書館部会代表 大正小学校 校長	
4	長石 彰	学校教育関係者	中教振学校図書館部会代表 河原中学校 校長	
5	湊 博美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	保育園代表 津ノ井保育園 園長	
6	林 尚子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	児童生徒の保護者代表	
7	北川 民枝	家庭教育の向上に資する活動を行う者	ボランティア団体代表 読み聞かせボランティア 「ねえよんで」の会	
8	平家 裕一	社会教育関係者	鳥取市公民館連合会 副会長	
9	土橋 周美	社会教育関係者	鳥取市自治連合会 副会長	
10	徳田美保子	社会教育関係者	障がい者団体代表 鳥取市身体障害者福祉協会連合会 理事	
11	塩 邦恵	社会教育関係者	子ども文庫ピピロッタ代表 鳥取県子ども読書アドバイザー	
12	大西 保江	公募委員		
13	岸本 祐子	公募委員		
14	茶谷 里枝	公募委員		

事務局（鳥取市立中央図書館）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
中央図書館 館長	長本 次郎	用瀬図書館 館長	片山 学 (併)
気高図書館 館長	石井 恵子	中央図書館 副館長	光浪佐紀子
用瀬図書館 副館長	沖田 康夫	中央図書館 主幹	福市 亨
中央図書館 主任	湯谷みゆき		
生涯学習・スポーツ課 生涯学習係長	山本 靖裕	学校教育課 主幹兼指導主事	福田 美奈

報告事項（５）

1月定例教育委員会資料	
年月日	令和3年1月26日
担当課	文化財課

「用瀬の流しびな」の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」への選択について

令和3年1月15日に開催された国の文化審議会（文部科学大臣の諮問機関・会長 佐藤 信）の文化財分科会の審議・議決を経て、「用瀬の流しびな」が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として文化庁長官に答申されました。

記

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された無形民俗文化財

1. 名 称 用瀬の流しびな
2. 所 在 地 鳥取県鳥取市用瀬町
3. 保護団体 用瀬民俗保存会
4. 文化財の概要

（１）文化財の特色

雛人形に心身の穢れや災厄を移して水辺に送る行事は、「流し雛」や「雛流し」などと呼ばれ、雛祭りの源流となる古くからの習俗と考えられています。同様の行事は各地に散見されますが、本件は、人形に人間の代理をさせて送るという信仰をよく伝えており、同種の行事の典型例と考えられます。我が国の民間信仰や節供行事の変遷を考える上で貴重な無形民俗文化財です。

（２）文化財の説明

鳥取市用瀬町に伝承される女兒の三月節供の行事で、晴着で着飾った女の子たちが雛人形に災厄を託して川に流し、無病息災や無事な成長を祈願します。流しびな行事は因幡地方ではかつて広く行われていましたが、伝承が途絶えた地域が多く、現在では当地に残るのみとなっています。

旧暦3月3日の午後、千代川の水辺で時間を定めて行事が行われており、夕方頃からは地域の人たちが家庭ごとに行っています。また、この日には、地域住民により「ひな荒らし」として雛祭りのご馳走を振舞ったり、新旧の雛人形を座敷や玄関口などに飾って一般に披露したりします。

5. 「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」とは

文化庁長官が「重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財」のうち特に必要のあるものを選択し、その記録作成等を行うことによりその保護を図るものです。

○鳥取市ではこれまでに5件が選択され、このうち因幡伯耆のしょうぶ綱、因幡の麒麟獅子舞の2件が国の「重要無形民俗文化財」の指定を受けています。

※これまで選択された本市の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」

名 称	選択年月日	備考
円通寺人形芝居	昭和 60 年 12 月 20 日	
大和佐美命神社の獅子舞	昭和 46 年 11 月 11 日	
越路の雨乞踊	昭和 48 年 11 月 5 日	
因幡伯耆のしょうぶ綱	昭和 59 年 12 月 20 日	重要無形民俗文化財（昭和 62 年 1 月 8 日指定）
因幡の麒麟獅子舞	平成 21 年 3 月 11 日	重要無形民俗文化財（令和 2 年 3 月 16 日指定）

